

少子化の進行や市立幼稚園における園児数の減少、女性の就業率の上昇など、幼児教育・保育を取り巻く環境が大きく変化する中、望ましい集団活動が行える規模を確保しながら、子どもの生きる力の基礎をはぐくむ教育・保育の実践と、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスの提供が求められている。

こうしたことから、今後、市立幼稚園・保育所は、地域における幼児教育・保育の拠点施設として担う役割を効果的に果たすため、すくすく大分っ子プランに定める地区公民館区域を基本単位として、各区域に原則として一カ所の市立幼保連携型認定こども園として整備を進める。

現在

過渡期

将来形(めざす姿)

各地区公民館エリアにおける市立幼稚園の拠点化の推進

市立幼保連携型認定こども園設置

市立保育所



- ・女性の社会進出や潜在的な保育ニーズの掘り起こしなどを背景に需要は増加傾向
- ・29年4月の入所率は98.2%
- ・施設全体の約6割が築30年を経過するなど老朽化が進んでおり、今後建替えや大規模改修が必要

市立の幼稚園と保育所の再編の検討

【公立保育所の整理統合等の考え方】

- ・昨今の高い保育ニーズを踏まえ、当面は現状のまま存続
- ・施設の老朽化や周辺の市立幼稚園の状況、将来的な児童の減少などの状況により、必要に応じて市立幼稚園との統合等を検討する。

市立幼保連携型認定こども園



- ・各地区公民館区域における、幼児教育・保育の拠点施設として、区域に原則一カ所の市立幼保連携型認定こども園を設置
- ・幼児教育・保育の実践・研究に取り組み、その成果を私立幼稚園・保育所等に提供し、実施に向けた支援をするなど、地域における公的施設としての果たすべき役割を担う
  - 幼児教育・保育の質の向上と人材の育成
  - 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育の充実
  - 小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の充実
  - 地域における子育て支援の拠点機能の拡充
  - 幼児教育・保育の機会均等の確保
- ・1号の多年制保育(3年制)を導入
- ・幼稚園型及び一般型の一時預かり事業を導入

市立幼稚園



- ・園児数の減少が続いており、望ましい集団規模の確保が困難となっている。
- ・一部の市立幼稚園では、園児数がひと桁となり、園児にとって望ましい集団規模のもとでの保育が行いにくい状況
- ・施設全体の約7割が築30年を経過しており、今後建替えや大規模改修が必要

一定の基準のもとでの市立幼稚園の整理統合

【整理統合の方法】

- (1) 「休園・統廃合基準」を制定し、基準に従い整理統合を行う
- (2) 園舎の老朽化に伴う建替えや大規模改修時期に合わせて整理統合を行う。

整理統合後の市立幼稚園  
(幼保一元化に向けた過渡的形態)



- ・望ましい集団活動ができる規模(園児・教員)の確保
- ・エリアにおける幼児教育振興に向けた中心施設としての役割を担う
- ・多年制保育(2年制)の導入(各地区公民館区域に最低1つ)
- ・多年制保育実施園における幼稚園型一時預かり事業導入の検討

市立の幼稚園と保育所の再編

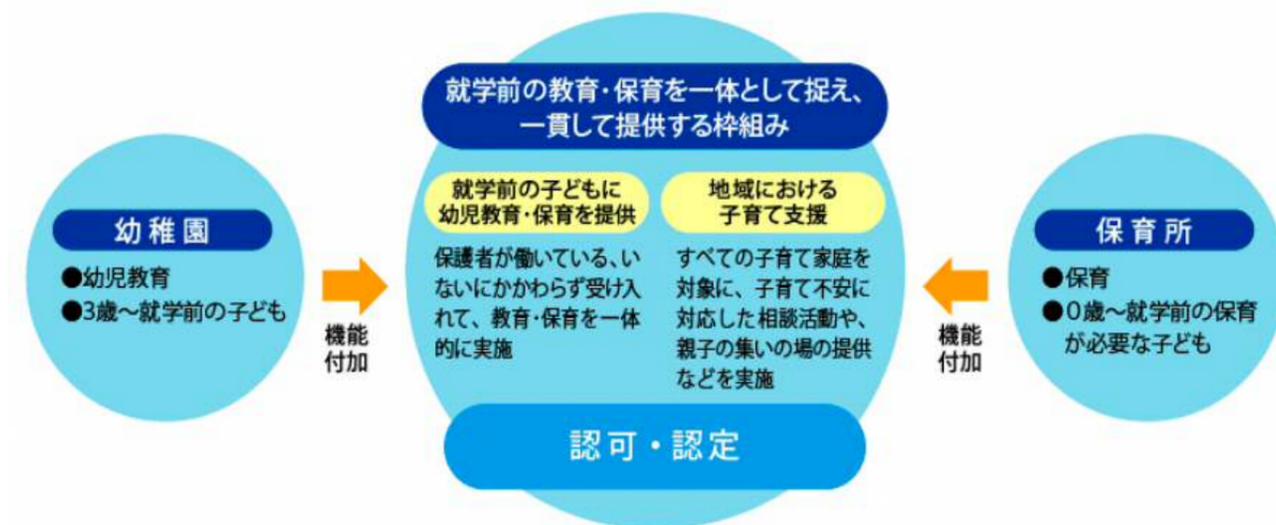
地域の施設配置状況等を勘案し、必要に応じて直接市立保育所との再編を検討する

※幼稚園型一時預かり事業とは、1号認定の在園児が、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に家庭での保育が困難となる場合、園で預かる事業をいう。また、一般型とは、主として、保育園、幼稚園等に通っていない乳幼児を、一時的に家庭で保育できない場合、保育園等で預かる事業をいう。

## (4) 市立幼稚園・保育所の将来構想(案)について

### 1. 認定こども園とは

- 幼稚園と保育所の役割を両方とも果たす施設で、小学校就学前の子どもに、幼児期の教育(幼稚園の役割)と保育(保育所の役割)を一体的に提供する。
- 保護者が働いているかどうかにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変わっても通い慣れた園を継続して利用できる。
- 園児以外も対象として、相談活動や親子の集いの場など、地域における子育て支援を行う。



(内閣府HPから引用)

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。

類型	特徴
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

市内の私立認定こども園の設置状況

H29.4 時点

類型	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
施設数	22施設	3施設	1施設	0施設

### 2. 本市が認定こども園を設置する効果

- (1) 市立認定こども園は、本市における幼児教育・保育を取り巻く諸課題やニーズに対する先進的な実践・研究に取り組むとともに、人材育成のための研修・実習機会の提供、幼児教育・保育施設への助言や情報提供など、地域における幼児教育・保育の拠点施設としての役割を担い、市全体の幼児教育・保育の充実を図る。
- (2) 特別な配慮を必要とする子どもや医療的ケアを必要とする子ども等への適切な指導や支援を充実させ、その成果を提供するとともに、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を果たす。
- (3) 幼児教育と小学校教育への円滑な接続を図るための実践・研究に取り組み、その成果を提供するとともに、すべての幼児教育・保育施設が小学校との連携や接続を円滑に行えるようにコーディネーターとしての役割を担うなど、幼保小連携の充実を図る。
- (4) 地域の子育て家庭に遊びの場や保護者の交流の場などの提供や、保育教諭としての専門性をいかした子育て相談、私立の施設と地域で子育て支援に関わる民生委員・児童委員等の人材や関係機関をつなげるコーディネーターなど、地域の子育て支援拠点としての機能の拡充を図るとともに、地域の子育てサロン等の支援を強化し、地域における子育て力の向上を図る。
- (5) 幼児教育・保育施設が十分でない地域においては、市立認定こども園がその受け皿となり、幼児教育・保育の機会均等の確保に努める。

※資料2の市立幼稚園・保育所のこれからの役割の抜粋